

令和5年度 日和山浜海水浴場の管理運営業務の一部 及び 西海岸公園の一部の管理運営に係る募集要項

○目的

国土交通省によって進められてきた新潟市中央区の日和山浜の浸食対策工事が今年度（令和4年度）で終了し、今後の日和山浜の積極的な利活用促進が期待されている。

新潟市では、民間活力を導入しながら日和山浜海水浴場及び近接する西海岸公園の魅力や賑わいを創出することなどを目的として、令和5年度から、日和山浜海水浴場の管理運営業務の一部を民間事業者等への委託を実施するとともに西海岸公園の一部の管理運営について作業を依頼する。

管理運営業務が適切に実施されるとともに、自主事業の実施等により、浜辺や公園の有効活用、魅力や賑わいの創出が継続的に図られていくような提案を募集する。

○管理運営業務の実施箇所

- ・日和山浜海水浴場及び西海岸公園（別紙箇所図参照）

○契約期間

- ・業務開始から最長で5年間とする。ただし、毎年度、業務実績等から適正に管理運営されていることと、より良い提案に努めていること等を確認したうえで、次年度の更新を行う。
- ・事業目的に即していない利用が見受けられる場合は、適正に管理運営されているかを本市が確認のうえ、是正を促す。

○参加資格

- ・次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- 1) 新潟市内に本社、支社、支店又は営業所等が所在する企業・団体等であること。
 - 2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - 3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
 - 4) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、又は以下の要件をすべて満たす者であること。
 - ① 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - ② 参加申請を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業の継承を受けている場合は、継承前の事業期間を含む。
 - 5) 本公募による手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に記載されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
 - 6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。

7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。

8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

9) 共同事業体で参加する場合は、次の要件を全て満たしていること。なお、共同事業体の構成団体は単独又は他の共同事業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。

① 構成団体は前記すべての要件を満たしていること。

② 共同事業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。

③ 共同事業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同事業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

○管理・運営等にあたっての条件

1) 公有地等の使用にかかる条件

- ・建物の建築を行う場合は本市（中央区役所建設課・地域課。以下、同様）と協議を実施すること

- ・自主事業等、提案内容の実施にあたっては、本市と事前協議するとともに、必要に応じた手続き（都市公園法に基づく公園施設設置、占用、使用、新潟市風致地区条例などに基づく許可申請等）をすること。

- ・公有地の使用料、占用料等は免除を基本とする。

- ※県有地を使用する場合は本市を通じて新潟県と事前協議する必要があり、また、必ずしも使用料、占用料が免除されるとは限らないことに留意すること

- ・使用期間終了時は、本市と協議の上、提案者の責任及び負担において原形復旧すること。

2) 管理運営にかかる条件

- ・海水浴場開設期間における監視業務等や公園内の除草・清掃作業等を実施すること（詳細は各業務頁参照）。なお、管理運営業務の委託費及び作業依頼として、令和 5 年度は 6,700,000 円／年（※）を上限とし、令和 6 年度以降は令和 5 年度と同程度の予定とするが、追加業務等については必要に応じ、別途協議を行うものとする。

- ※委託費は議会議決後、正式決定とする。

3) 実績報告等

- ・業務開始にあたり、当該年度の運営体制について報告すること。

- ・利用実績、管理運営にかかる作業等について記録し、提出すること。

- ・具体的な記録事項や記録の提出時期については、本市が指定する。

4) その他

- ・受託者の提案において実施するイベント等は、公有地等を優先的に利用することを認めるが、「独占的な利用」や「排他的な利用」を認めるものではない。提案した利用方法について、他の利用希望者の利用が可能となる運営を行うこと。

- ・受託者は実施するイベント等にかかる一切の責任を負うことを認識し、必要な保険に加入するなど安全管理に努めること。

- ・受託者が実施する自主事業により収益を得る場合については事前に本市と協議し、本市から了承を得たものについては可能とする。
- ・自然災害等により海水浴場の開設を中止する場合、係る経費の精算等については別途協議を行うものとする。
- ・受託者の責によらない事案発生時には、別途協議を行うものとする。

○法規制等

提案の内容及び実施にあたっては、海岸法、都市公園法、新潟市都市公園条例、及びその他各種関係法令等を遵守すること。

○管理運營業務を委託する事業者等の選定方法

- ・事業者等評価委員会にて上記の募集の目的から最も適正と判断される事業者等をプロポーザル方式により選定する。(4月中旬)
- ・本市は選定日程を決定次第、応募事業者等に通知する。
- ・選定については、申込書及びプレゼンテーション 30分(説明 15分 質疑 15分)により総合的な評価とする。
- ・プレゼンテーションの方式は自由とするが、申し込みの時点で方法を申込書に明記すること。
- ・プレゼンテーションでの出席者は、総括責任者を含め最大3名までとする。
- ・評価基準(別紙)に基づき採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を第1候補者、次に高い者を第2候補者に選定する。
- ・提案者が1者のみであった場合は、選定委員による審査を行い、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を委託候補者とする。
- ・機材を使用する場合、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。使用を希望する場合は事前に連絡すること。なお、パソコン等は提案者が用意することとし、その動作確認は提案者の責により行うこと。

○選定結果の通知

結果については、令和5年4月中旬に、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、得点、順位等は非公開とし、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

○契約に関する基本事項

1) 受託者の決定

- ・第1候補者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ・第1候補者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは第1候補者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、第2候補者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、選定結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

3) 契約書

新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 31 条の定めるところにより作成する。

4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

○特記事項

1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・本公募の開始以降、選定委員による審査が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者
- ・この要項に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者又はこの要項に定められた事項に違反した者

2) その他

- ・企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）は、提案者の負担とする。
- ・選定結果についての異議申立ては認めない。
- ・受託者の名称は公表できるものとする。
- ・提出された企画提案書等は、提案者に無断で選定目的以外に使用しない。
- ・提出された全ての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、複製する場合がある。
- ・本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時間及び計量法によるものとする。

○応募方法

別紙申込書を以下のとおり受け付ける。

提出書類：①日と山浜海水浴場の管理運営業務の一部及び西海岸公園一部の管理運営 申込書
②暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
③定款又は団体規約

提出期限：令和 5 年 4 月 10 日（月） 必着

提出方法：持参、郵送又はメール（メールの場合は電話で受信確認を行うこと）

受付場所：〒951-8550 新潟市中央区西堀通 6 番町 866 番地 NEXT21 5 階

中央区役所 地域課

E-mail：chiiki.c@city.niigata.lg.jp

電話：025-223-7023

○その他

- ・ 質問等ある場合は、3月22日（水）まで受け付け、回答については3月29日（水）頃、ホームページに掲載する予定。
- ・ 申込書の内容等について、必要に応じて本市から応募事業者等に聞き取りや補足資料を求める場合がある。
- ・ 質問に対する回答は本要項の追加または修正とみなす。
- ・ 申込書及びプレゼンテーション資料は提出後の追加や修正は認めず、提出資料は一切返還しない。